## 長野県子ども支援委員会

長野県子ども支援委員会（以下「委員会」という。）では，人権救済申出のあった 2 件について，長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例第 18 条第 5 項の規定に基づき，それぞれ，長野県教育委員会に対して勧告を行いました。勧告の概要は以下の通りです。

|  | 事案1 | 事案2 |
| :---: | :---: | :---: |
| 申出事案内容 | 小学校においていじめ被害を訴え長期不登校 | 中学校において教員からの体罰による心身の苦痛 |
| 申出日 | 令和元年5月7日 | 令和3年3月31日 |
| 委員会におけ る活動内容 | - 児童，保護者との面談 <br> - 登校調整 <br> - 関係資料等に基づく調査 <br> - 学校，市町村教委へのヒアリング | - 保護者との面談 <br> - 関係資料等に基づく調査 <br> - 学校，市町村教委へのヒアリング |
| 委員会の調査結果 | （いじめの実態） <br> いじめ被害の実態は，児童と保護者か らの訴えと小学校が把握している事実 に隔たりが大きく，本委員会において解明することは困難。 <br> （学校の対応） <br> 「いじめの重大事態の調査に関するガ イドライン（国）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（県）」にお いては，「いじめによる相当期間の欠席の疑い」がある場合に，公平性，中立性が確保された調査組織を設けて調査することとされている。 <br> しかし，本件は児童が「いじめによる相当期間の欠席の疑い」に該当するに もかかわらず，調査組織を設けず，ガ イドライン等に沿った適切な対応がで きていなかった。 | 体罰については「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について <br> （国）」により，教員，児童生徒，保護者，第三者等からの聞き取りにより，正確な事実関係把握に努めるべきとさ れている。 <br> しかし，本件は，以下の点で事実把握 が不十分であった。 <br> （1）保護者から提出された当該体罰に係る詳細な資料が精査されることなく，適切な調査が実施されなかった。 <br> （2）体罰の実態に係る調査では，被害当事者の主張と加害当事者の主張がー致し た部分のみを事実認定しており，実態 として，加害当事者の主張に沿ったか たちで加害の事実が認定された。 |
| 調査審議結果 | 長野県教育委員会へ勧告 | （令和5年3月13日付） |
| 勧告内容 | －県教委は当該小学校及び市町村教委に対し，ガイドライン等に沿った対応の徹底，本件についても再度資料を精査 し，再評価を行うよう求めること。 <br> －県教委は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（国）」及び「い じめ防止等のための基本的な方針 <br> （県）」に従ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう体制整備及び研修機会を充実させること。 | －県教委は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（国）」 に従い，客観性，中立性，公平性，専門性が担保された組織による可能な範囲での再調査を当該市町村教委に要請 すること。 <br> －そのうえで，県教委は当該体罰行為を再度，評価認定すること。 <br> －当該生徒が受けた心身の苦痛への十分 なケアを行うよう当該中学校及び市町村教委に対して求めること。 <br> 県教委は研修，再発防止策の策定等必要十分な措置をとり，さらに充実させ ること。 |

## 1 調査審議の結果

長野県子ども支援委員会は，長野県教育委員会に対し，長野県の未来を担う子どもの支援 に関する条例（平成 26 年 7 月 10 日条例第 32 号）第 18 条第 5 項に基づき，以下の措置を講 ずるよう勧告する。
（1）長野県教育委員会は，当該小学校及び当該市町村教育委員会に対して「いじめの重大事態の調查に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 16 日付 28 文科初第 1648 号文部科学省初等中等教育局長 生涯学習政策局長 高等教育局長通知内）及び「いじめ防止等 のための基本的な方針」（平成 30 年 3 月改定 長野県 長野県教育委員会）の徹底実施を求めるとともに，本件についても再度資料を精査し，再評価を行うよう求めるこ と。
（2）長野県教育委員会は，関係部局等と連携し，県内諸学校の教職員が真摯に子どもたち の声に耳を傾けることを基本としつつ，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライ ン」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」に従ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう，体制を整備するとともに，学校及びその設置者に対する研修機会 の充実を図ること。

## 2 勧告の理由

当該児童は当該小学校でのいじめ被害を訴えて，長期の不登校となった。
長野県子ども支援委員会（以下「本委員会」）は，当該児童及び保護者からの人権救済申出を受けて，まず当該児童の心身の状況を第一に考え，当該児童及び保護者と面談を繰り返 し，その訴えを聴き取った。しかし，当該児童及び保護者によるいじめ被害の訴えと，当該小学校及び当該市町村教育委員会の当該児童に対するいじめ被害の認識との隔たりが大き く，本件いじめ問題の解決には至らなかった。本委員会は当該保護者とともに当該児童の転校と新たな通学環境の整備も試みたが，最終的に当該児童は他県に転居•転校する結果とな った。
本件の争点であるいじめ被害の実態については，当該児童及び保護者からの訴えと当該小学校側が把握している事実との間で件数•内容につき大きな相違が見られ，本委員会が本件 いじめ被害の実態を最終的に解明することは困難であった。

しかしながら，その究明の過程で提出された資料の分析と検討から，本件いじめに関して当該小学校及び当該市町村教育委員会が一定程度の調査，認定及び事後の対応を行っていた ことは認められるが，それらは，文部科学省が定める「いじめの重大事態の調査に関するが イドライン」（平成 29 年 3 月）（以下「ガイドライン」）及び，長野県が策定した「いじ め防止等のための基本的な方針」（平成 30 年 3 月改定）（以下「基本方針」）に照らし て，適切とは言い難いものであるとの判断に至った。

具体的には，本件は「いじめによる相当期間の欠席の疑い」に該当することから，上記「ガイドライン」及び「基本方針」で定義される「重大事態」として認定されるべきであ り，「ガイドライン」及び「基本方針」で定められた「弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）」の参加を図り，公平性•中立性•客観性を確保した調査組織による調査を早期に実施すべきであったと考えられる。特に本件では「見えにくいいじめ」（「基本方針」一。2．（2））という視点を重視した調査が行われるべきであったが，当該小学校及び当該市町村教育委員会は，本件いじめ被害につい て上記「ガイドライン」及び「基本方針」にしたがった対応をせず，専門性，公平性，中立性，客観性を備えた組織による調査を実施しなかった。また，当該小学校及び当該市町村教育委員会は当該児童及び保護者の側に非があるかのような認識を強くし，その結果，当該児童及び保護者との間で，いじめ被害の認識の隔たりを埋めることができなかったと考えられ る。仮に，本件いじめが「重大事態」として適切に認定され，上記調査組織による調查が「ガイドライン」及び「基本方針」にしたがって実施されていれば，当該児童及び保護者と当該小学校とのいじめ被害の実態にかかわる事実認識の相違を埋めることができるととも に，当該児童に対する当該小学校及び当該市町村教育委員会の適切な対応が可能となり，当該児童にとって安心した状況での登校につなげることも可能であったと考えられる。以上の検討を踏まえ，本委員会は長野県教育委員会に対して上記の勧告を行うことを決定 した。

事案 2

## 1 調査審議の結果

長野県子ども支援委員会は，長野県教育委員会に対し，長野県の未来を担う子どもの支援 に関する条例（平成 26 年 7 月 10 日条例第 32 号）第 18 条第 5 項に基づき，以下の措置を講 ずるよう勧告する。
（1）長野県教育委員会は，「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について （通知）」（平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号文部科学省初等中等教育局長 スポーツ・青少年局長通知）に従い，本件体罰事案について正確な事実認定を行うた め，当該中学校及び当該市町村教育委員会に対し，客観性，中立性，公平性，専門性が担保された組織による可能な範囲での再調查を速やかに実施するよう要請すること。そ の際には特に，当該生徒らにとっての安心感，安全感が保障された環境で，利害関係の ない相手からの聞き取り等による調査を実施すること。
そのうえで，長野県教育委員会は再調査結果にもとづいて当該教諭の体罰行為を再度，評価認定すること。

さらに，当該中学校及び当該市町村教育委員会に対し，当該生徒が受けた身体的苦痛 や精神的苦しみに対して，当該生徒の意向を踏まえた十分なケアを行うよう求めるこ と。
（2）長野県教育委員会は，学校現場における体罰や人格を傷つける暴言，練習等への参加 や不参加の強制等を含む指導による同様の被害が発生するのを防ぐため，教員や管理職 への研修，再発防止策の策定等，必要かつ十分な措置をとり，さらに充実させること。

## 2 勧告の理由

当該生徒は当該中学校での部活動において顧問教諭より体罰を受け，当該中学校卒業後も なお心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しんでいる。

長野県子ども支援委員会（以下「本委員会」）は，当該生徒及び保護者からの人権救済申出を受けて，当該中学校，当該市町村教育委員会及び長野県教育委員会に対し体罰認定に関 する資料の提出を依頼した。その後，当該中学校，当該市町村教育委員会及び長野県教育委員会より提出された資料と当該生徒及び保護者から提出された資料との比較検討を行った。 その結果，本委員会は，当該中学校，当該市町村教育委員会及び長野県教育委員会による体罰の事実認定につき，客観性，中立性，公平性，専門性の各観点から調查が十分に尽くされ ていないとの判断に至った。さらに本委員会は，当該教諭の体罰行為がこの不十分な調査に よって過小に評価されたのではないかと考えた。

体罰が行われた際の実態把握について，文部科学省は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基 づく指導の徹底について（通知）」（平成 25 年 3 月 13 日）（以下「文部科学省通知」）の中で次のように述べている。

教育委員会は，校長に対し，体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに，日頃から，主体的な体罰の実態把握に努め，体罰と疑われる事案があっ た場合には，関係した教員等からの聞き取りのみならず，児童生徒や保護者からの聞き取 りや，必要に応じて第三者の協力を得るなど，事実関係の正確な把握に努めることが必要 である。

これに対し，本件では遅くとも平成 30 年 5 月の時点で「体罰と疑われる事案」があった ことを当該中学校が把握し，その後，保護者から詳細な資料が提出されていたが，この資料 は精査されることなく，「文部科学省通知」にしたがった適切な調査が実施されなかった。 さらに，当該教諭の体罰にかかる懲戒処分では，当該生徒の主張や保護者から提出された資料等が十分に検討されることなく，結果として，調査対象者の証言が一致した事実のみを認定したため，実態として，体罰を行った教諭の主張に沿ったかたちで加害の事実が認定さ れ，当該生徒の受けた被害が過小に評価されることとなったと考えられる。このため，当該生徒は部活動で受けた体罰による人権侵害の救済を求めている。

また，本件にかかる当委員会の調査からは，部活動において勝敗等の結果を重視するあま り，体罰や生徒の人格を傷つける暴言，練習等への参加や不参加の強制等を含む指導もやむ を得ないとの認識が一部の顧問や当該学校関係者の間に根強く残っていることが危惧され た。本件のような体罰被害の再発を防止し，部活動に励むすべての子どもたちの人権と人格 を守るためには，教育関係者が学校現場における部活動の意義を根底から考え直す必要があ る。

以上の検討を踏まえ，本委員会は長野県教育委員会に対して上記の勧告を行うことを決定 した。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年条例第 32 号）の概要

## 児童相談•養育支援室

「長野県の未来を担ら子どもの支援に関する条例」は，平成 26 年 7 月 10 日に公布され，相談•救済体制（子ども支援センター）の整備を除き，同日施行された。

## 1 条例の目的

子ども支援（いじめ，虐待，体罰等に悩み苦しむ子どもへの支援•子どもの育ちを支え る者への支援）を総合的に推進し，子どもの最善の利益を実現する。

## 2 基本理念

（1）子どもへの支援
－子どもが不当な差別，虐待，体罰，いじめなどに悩み，又は苦しむことなく安心して生 きていけるよう，その人権が尊重されること
－子どもが，その成長段階に応じ，主体的に社会に参加することができる環境を整備する こと
－子どもが，相互に人権を尊重し，次代の社会を担うことができるようになること
（2）子どもの育ちを支える者への支援
保護者，学校関係者等がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになるこ と
（3）関係者の連携協力による重層的かつ継続的な子ども支援の実施

## 3 相談•救済

（1）子どもの相談に応じる総合窓口の設置（子ども支援センター平成 27 年 4 月運営開始）子ども自身の悩み及び子どもに関する様々な問題について，相談に応じる。
（ワンストップ対応，親からの相談も受ける）
（2）子ども支援委員会の設置
－いじめ，体罰等，子どもの人権侵害に関する事項で救済申出のあった事項について，調査（調整含む）審議し，必要に応じ知事又は教育委員会に勧告する。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づく相談•救済のイメージ図


4 子ども支援センター相談実績（令和 3 年度）
相談件数：653件
（電話 605 件，メール 46 件，面接 2 件）
相 談 者：児童本人 192 件（ $29.4 \%$ ），家族 363 件
（ $55.6 \%$ ），関係者等 98 件（ $15.0 \%$ ）
相談内容：右図


5 子ども支援委員会委員名簿

| 分 野 | 氏 名 | 所 属 | 摘 要 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 教 育 | 関 良徳 | 信州大学学術研究院教育学系教授 | 会長 |
| 法 律 | 中嶋 慎治 | 中嶋慎治法律事務所（弁護士） <br> 県弁護士会 子どもの権利委員会委員 | 会長職務代理 |
| 医 療 | 木村 宜子 | JA 長野厚生連佐久総合病院（児童精神科医） |  |
| 学 識 | 山本 京子 | 元中央児童相談所長 <br> 元県民文化部こども・若者担当部長 <br> 長野県公認心理師•臨床心理士協会会長 |  |
| 福 祉 | 曲渕 紀子 | 公益社団法人長野県社会福祉士会福祉活動委員会子ども部会長 <br> 長野市いじめ問題対策連絡協議会委員 |  |

## 6 参照条文

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例
（人権侵害の救済）
第 18 条 いじめ，体罰等による人権侵害（以下この章において「人権侵害」という。）を受けた，若しくは受けている子ども又は当該子どもに係る保護者は，長野県子ども支援委員会に対し，その救済を申し出ることができる。
2 長野県子ども支援委員会は，前項の規定による申出を受けたときは，当該申出に係 る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き， その事案について調査審議し，当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由 を通知しなければならない。
3 前項の場合を除くほか，長野県子ども支援委員会は，子どもに対する人権侵害があ ると認められるときは，その事案について調査審議することができる。
4 長野県子ども支援委員会は，前 2 項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議を行うに当たつては，当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。
5 長野県子ども支援委員会は，第2 項又は第3項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは，知事又は教育委員会に対し，次に掲げる事項について勧告することができる。
（1）子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。
（2）県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行う
こと。
6 知事又は教育委員会は，前項の規定による勧告を受けたときは，これを尊重しなけれ ばならない。

